

青森市立横内中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの学校、学年、学級にも起こりうるという認識の下で、学校、家庭、地域が一体となって、継続的に未然防止・早期発見・早期対応に努めていくことが大切である。

いじめ問題への取り組みにあたって、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。特に、「いじめを生まない人間関係・雰囲気づくり」を基本とする未然防止活動は、全ての教育活動と密接にかかわっており、全教職員が日々実践していかなければならない。

いじめの定義

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

基本認識

- ① いじめはどの学校、学級、生徒にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という認識は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により「暴力」「恐喝」「強要」等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

I. 本校のいじめ防止基本方針

- ① 自立に向けた社会性、基本的な生活習慣、学力、道徳心の育成
- ② 学び合い、話し合いで自主の気概と好ましい人間関係づくり（人間関係調整力の育成）
- ③ 全教育活動を通じての道徳教育及び豊かな体験活動の推進

II. めざす学校像（教育目標）

「教養と品性を磨き、心身を鍛える生徒」

III. めざす生徒像（努力目標）

- ・ 根気強く学習する生徒
- ・ 自他を大切にする生徒
- ・ 健康で安全な生活をする生徒

IV. めざす教師像

- ・授業に強く、生徒のセルフ・エスティームを向上させる教師
- ・良き人生観を確立させる教師
- ・保護者や地域住民、同僚から信頼される教師

V. 職員の心構え

☆ 全教職員が協力し、一つの組織としていじめ防止に取り組む学校を創る。

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① いじめ防止推進教師を職員の中から校長が任命する。
 - ・毎日の学校生活における生徒の生活の様子や些細な情報を放置しないよう、教職員が気づいた生徒の変化に関する情報をいじめ防止推進教師が集約し、分析し、早期発見・早期対応に努める。（毎日の記録ノートから集約・分析する）
 - ・いじめ防止推進教師は次の役割を受け持つ。
 - ア. 情報の収集要請、イ. 情報の集約、ウ. 情報提供者への確認、エ. 仕分け・校長へ報告・対応、オ. いじめ防止等対策委員会における協議の推進、カ. 保護者への連絡など進捗状況の確認、キ. データベースの整備、ク. 未然防止の方策立案、ケ. その他
- ② 教頭及び生徒指導主事、いじめ防止推進教師、学年主任を中心としたいじめ防止等対策委員会を組織し、定期的な会議を実施する。
 - ・いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成させる。
 - ・いじめ防止等対策委員会において、生徒や保護者アンケートを作成し、分析させいじめの早期発見・早期対応を図らせる。
 - ・毎週行われる「いじめ防止等対策委員会」において、いじめ防止推進教師が集約した情報を分析・共有する。また、その後の各学年会議において、全教職員にも共通理解させる。
 - ・生徒が気軽に相談できるよう、日常的に生徒の生活を把握するための生活（健康）アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ③ 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - ・好ましい人間関係の構築や、校内教育相談体制・支援体制の強化を図る。教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援コーディネーターを中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ④ いじめ防止についての講演や研修に教師一人一人が積極的に参加し、いじめ防止に対処するスキルを向上させる。
 - ・研修主任を通じて研修への参加を伝達する。
 - ・研修で得たスキルや知識を、校内研修で共有できる機会をつくる。
 - ・教職員間の温度差を解消するために、ワークショップ等を取り入れた校内研修会を実施する。
- ⑤ 生徒会を中心に生徒が主体となってルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。
 - ・生徒会だよりの作成、生徒会による呼びかけ運動等を実践させ、望ましい集団づくりに努める
- ⑥ 学校としての取組
 - ・生徒と接する機会や時間を多く持ち、話を聞き、生徒一人一人の思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす指導を継続的に行うことで、生徒一人一人が安心して生活できる環境を作っていく。
 - ・道徳教育を中心とした全教育活動において、基本的な生活習慣や規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成することで現在及び将来における人としての在り方について深く考えさせる。
 - また、夏休みや冬休み等長期休業明けの道徳や学級活動等の時間に、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習するようにする。
 - ・生徒に学校生活の秩序を維持することの意義を理解させると共にコミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず、常に意識し、きめ細やかな指導を心掛け、愛情を持って接する。
 - ・職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、社会人としての生き方を学ばせることで「人間関係調整力」「自己指導能力」「社会性の伸張」等の

育成を図る。

- ⑦ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
 - ・保護者会や三校合同地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々、関係機関に理解、協力していただき、いじめ防止協力体制の強化に努める。また、学校だより等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
 - ・1学期（前期）と3学期（後期）に1回ずつ、学校評議員にも助言を得る。
- ⑧ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

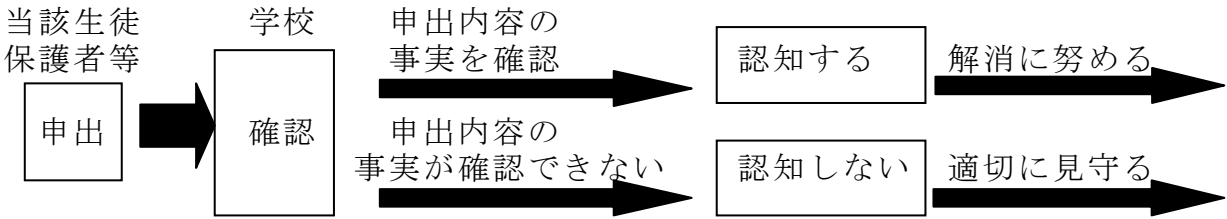
- ① いじめられた生徒への対応
 - ア生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け教頭を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。（いじめ防止等対策委員会）
 - イ人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録を正確にとる。（対応した教諭）
（日時、場所、関係者、内容を明記）
 - ウ保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。（教頭）
 - エいじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、解決に向けた支援を行う。
 - オ養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
 - カ緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。（学年主任及び学年担当教諭）
 - キ家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。（学級担任）
 - ク教育委員会に事実関係を報告する。（教頭）
- ② いじめた生徒への対応
 - ア事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
 - イいじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - ウ家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- ③ 学校としての取組
 - アいじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - イ学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
 - ウ学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

- ① 重大事態とは
 - ア生徒が自殺を企図した場合
 - イ生徒に精神性の疾患が発生した場合
 - ウ生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - エ生徒が不登校になった場合
- ② 重大事態の報告
 - ア重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査
 - ア重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SS）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - イ重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないことがないよう配慮する。
 - ウいじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

VI. いじめの認知について

※アンケート等でいじめを受けた旨の申し出がある＝いじめの認知ではない。

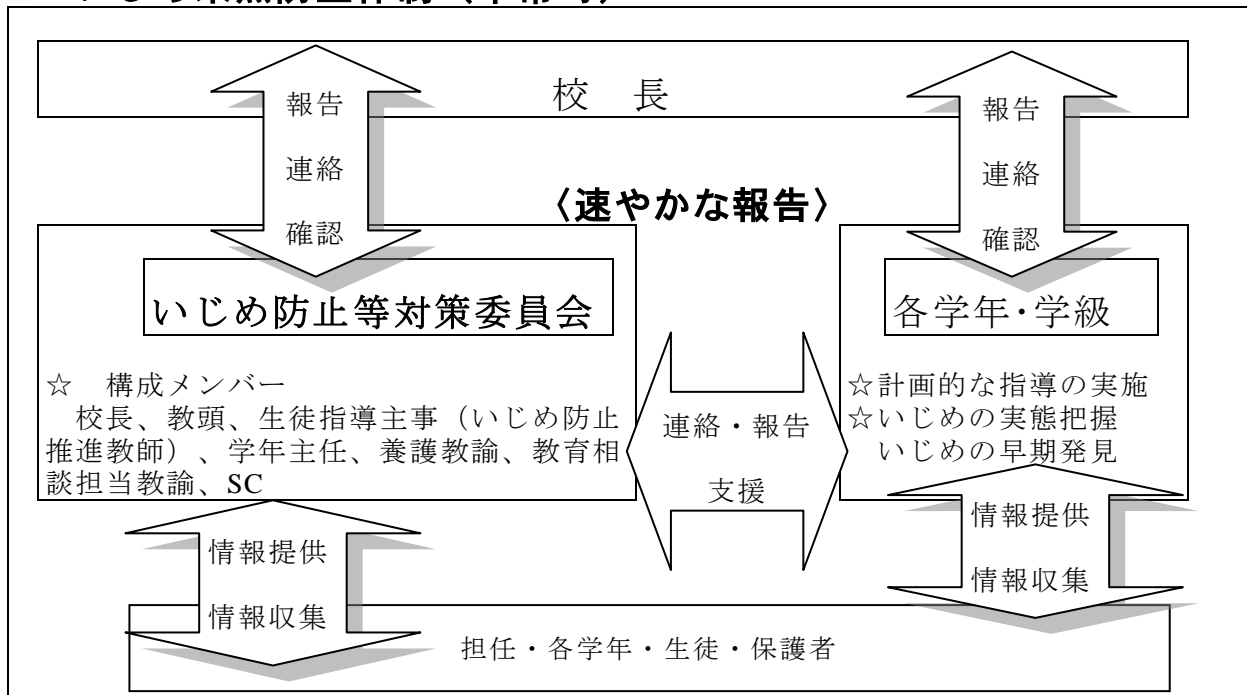


◆なお、いじめの認知の判断に迷う場合は、指導課まで一報する。

VII いじめを認知した場合の市教委への報告

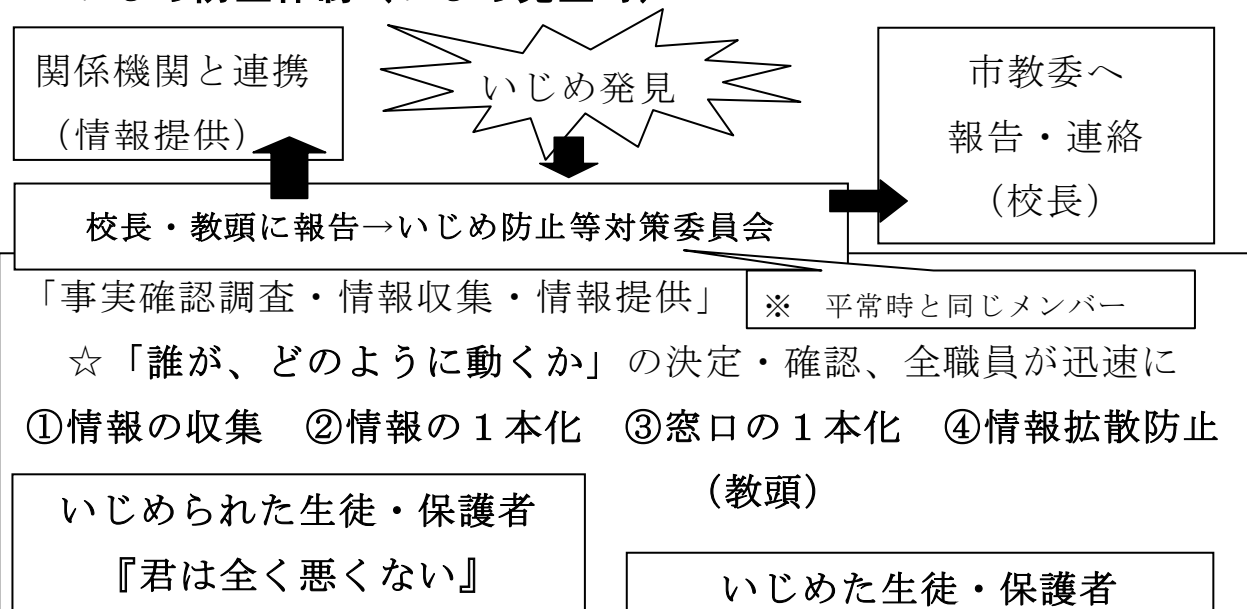
- ・いじめの認知及び初期対応後に「いじめ対応シート」を提出する。
- ・毎月末にとりまとめて、翌月5日までに「(月例)いじめの状況報告書」を提出する。
- ・重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフロー図に従い、市教育委員会速やかに報告し、連携して対応する。

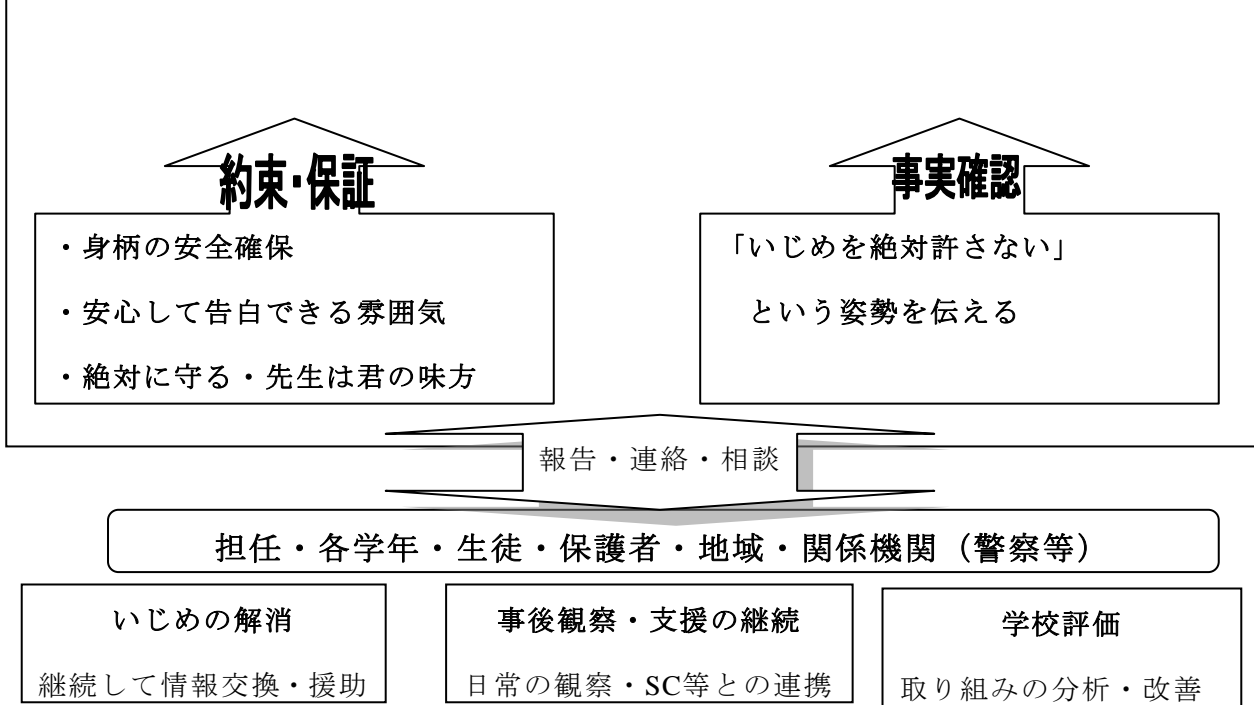
VIII. いじめ未然防止体制（平常時）



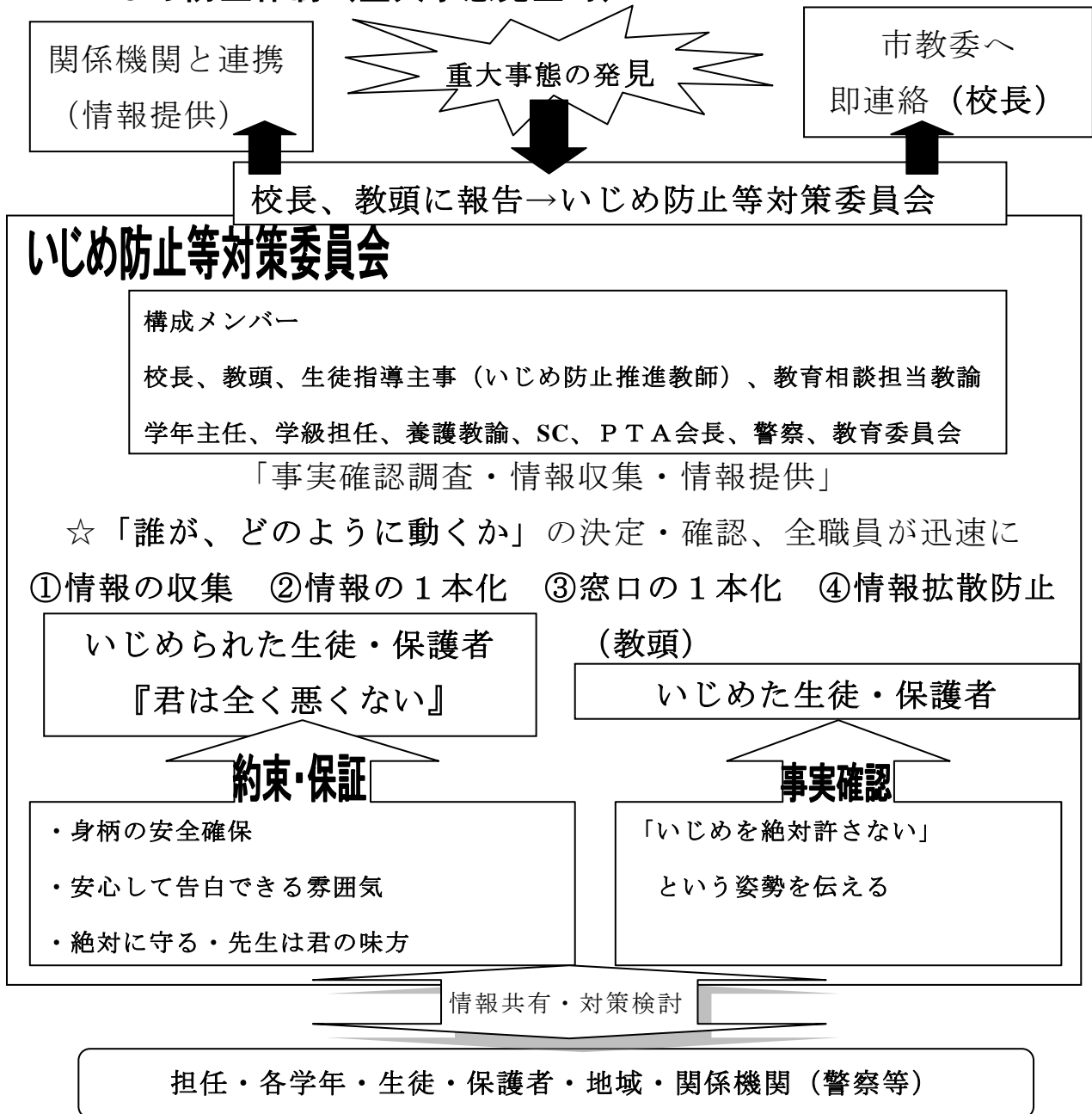
※ 「いじめ防止等対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画（別紙）を学校全体で組織する。また、教頭が保護者窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

IX. いじめ防止体制（いじめ発生時）





VIII. いじめ防止体制（重大事態発生時）



いじめの解消

継続して情報交換・援助

事後観察・支援の継続

日常の観察・SC等との連携

学校評価

取り組みの分析・改善

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

平成29年度 生徒指導いじめ防止年間計画

| | 職員会議等 | 未然防止に向けた取り組み | 早期発見に向けた取り組み |
|------------------------------------|---|--|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 職員会議① | <ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり 学級づくり 学年づくり | |
| | <p>いじめ防止等対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導方針の確認 指導計画等の確認 毎日記録する「観察ノート」の確認 教職員の温度差を解消する校内研修 <p>※ 道徳・特別活動部会との連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> 春休み出校日における生活（健康）アンケートの実施 スタートアップ週間における、学校生活に関する調査の実施 個人面談の実施 | <p>学年・学級懇談</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 保護者集会・PTA総会 | <p>学年・学級懇談</p> | |
| <p>学校の基本方針の周知、保護者向け啓発、意識調査等の実施</p> | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施 いじめ防止推進教師による情報の集約・分析 ●いじめの状況報告書提出（翌月5日） | <ul style="list-style-type: none"> 学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> 職員会議② | <ul style="list-style-type: none"> 生徒総会での「いじめ防止呼びかけ運動」実施 運動会及び運動会強調週間での縦割り活動 <p>学級の団結力を高める活動の実施</p> | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間 <p>人間関係スキルの向上を目的とした「上手な伝え方」を全校生徒対象に実施</p> <p>「非主張的」「攻撃的」「主張的」な話し方によるロールプレイを通して上手に気持ちを伝える話し方について考え、相手のことを気遣いつつ自分の伝えたいことをしっかり伝える「主張的」な話し方を日常実践していく態度を育む</p> | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施 いじめ防止推進教師による情報の集約・分析 ●いじめの状況報告書提出（翌月5日） | <ul style="list-style-type: none"> 学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 職員会議③ | | |
| | <p>学校公開週間 1・多くの人々（保護者や地域の方々）の目で生徒を見守る</p> | | |
| | | <p>市中体連夏季大会</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動の団結力向上 選手、応援団の団結 | |



| | | | |
|-----|--|---|--|
| | | <p>市教委指導課訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お互いの授業を参観し、授業規律の改善・向上に努める ・協議会の中で、授業改善の工夫や授業規律の構築について意見交換を行う | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議④ | <ul style="list-style-type: none"> ・二者、三者面談の実施 →生徒、保護者からの聞き取り ・夏休みの約束確認（いじめやトラブルの未然防止） | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議⑤ | <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会 ワークショップの実施（教職員間の温度差解消等） ・いじめの認知についての共通理解 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議⑥ | <p>学校公開週間 1 ・多くの人々（保護者や地域の方々）の目で生徒を見守る</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議⑦ | <ul style="list-style-type: none"> ・横中祭・準備 ・係活動や発表活動による達成感、仲間の良さへの気付き ・合唱コンクールに向けて、学級の団結力向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。 |



| | | | |
|-----|---------------|---|-------------------------------------|
| 11月 | <p>・職員会議⑧</p> | <p>・二者、三者面談の実施 → 生徒、保護者からの聞き取り</p> <p>・学校生活アンケート、いじめアンケートの実施</p> <p>・いじめ防止推進教師による情報の集約・分析</p> <p>●いじめの状況報告書提出（翌月5日）</p> | <p>・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。</p> |
| 12月 | <p>・職員会議⑨</p> | <p>・学年懇談会（保護者からの情報収集）</p> <p>・いじめアンケートの実施</p> <p>・いじめ防止推進教師による情報の集約・分析</p> <p>●いじめの状況報告書提出（翌月5日）</p> | <p>・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。</p> |
| 1月 | <p>・職員会議⑩</p> | <p>・校内研修会</p> <p>ワークショップの実施（教職員間の温度差解消等）</p> <p>・いじめの認知についての共通理解</p> <p>・冬休み出校日における生活（健康）アンケートの実施</p> <p>・3学期始業式における、学校生活に関する調査の実施</p> <p>・個人面談の実施</p> <p>・道徳や学級活動等におけるいじめ防止等に関わる学習の実施</p> <p>・いじめアンケートの実施</p> <p>・いじめ防止推進教師による情報の集約・分析</p> <p>●いじめの状況報告書提出（翌月5日）</p> | <p>・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。</p> |
| 2月 | <p>・職員会議⑪</p> | <p>・3年生を励ます会（保護者や地域からの情報収集）</p> <p>① 学年の団結力向上</p> <p>② 人は支え合って生活していることの確認</p> <p>・学校生活に関する調査、いじめアンケートの実施</p> <p>・いじめ防止推進教師による情報の集約・分析</p> <p>●いじめの状況報告書提出（翌月5日）</p> | <p>・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。</p> |
| 3月 | <p>・職員会議⑫</p> | <p>・来年度に向けての計画案、方針、活動等の見直し</p> <p>・保護者集会（保護者からの情報収集）</p> <p>・いじめアンケートの実施</p> <p>・いじめ防止推進教師による情報の集約・分析</p> <p>●いじめの状況報告書提出（翌月5日）</p> | <p>・学校だよりを活用し保護者や地域住民に啓発活動に努める。</p> |

